平成２２年（フ）第５５号
大分市大字片島407番地の１
債務者　廣瀬　知美
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成１９年（フ）第２８９号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地744番地15
債務者　能見　幸子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町5638番地
債務者　杉元　仁美（旧姓中間）
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町23番３―11号東上川内住宅
債務者　中間　美穂
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
鹿児島県出水市米ノ津町33番３号
債務者　坂元　和広
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
鹿児島県出水市米ノ津町33番３号
債務者　坂元　一之
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第７号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1589番地２
債務者　鳥丸ひろ子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田6046番地54
債務者　内田　浩一
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町黒木1756番地
債務者　福永美和子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
沖縄県浦添市宮城１丁目11番９―303号　サンハイツＮⅡ
債務者　末吉ゆかり
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５２号
仙台市若林区六丁の目中町４番40―409号
債務者　廣畑真由美（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
仙台市若林区荒浜字中丁８番地
債務者　二瓶富美子
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
仙台市若林区荒浜字中丁８番地
債務者　二瓶　洋介
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目９番地の14
債務者　高松由美子
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
茨城県鉾田市上沢1873番地
債務者　菅谷　能昌
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
茨城県ひたちなか市大字中根3361番地
債務者　岩間　道子
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
茨城県東茨城郡大洗町神山町3491番地の３岡崎泰雄方、住民票上の住所茨城県小美玉市羽鳥2909番地５　市営ハトリ第二団地４―２―６
債務者　根本久美子（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
茨城県鉾田市鹿田280番地
債務者　小沼　　茂
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所